

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第1区分  
 【発行日】令和6年7月5日(2024.7.5)

【公開番号】特開2024-52658(P2024-52658A)  
 【公開日】令和6年4月11日(2024.4.11)  
 【年通号数】公開公報(特許)2024-067  
 【出願番号】特願2023-180191(P2023-180191)  
 【国際特許分類】

C 1 2 C 12/00(2006.01)

10

C 1 2 C 11/00(2006.01)

C 1 2 C 7/00(2006.01)

【F I】

C 1 2 C 12/00

C 1 2 C 11/00 A

C 1 2 C 7/00 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月27日(2024.6.27)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルコール度数が10v/v%以上であり、  
 カブロン酸エチル含有量が0.7mg/L以上2.4mg/L以下であり、  
 リナロール含有量が5μg/L以上610μg/L以下である、  
 ビールテイスト飲料。

30

【請求項2】

前記カブロン酸エチル含有量が、0.7mg/L以上1.56mg/L以下である、請求項1に記載のビールテイスト飲料。

【請求項3】

前記アルコール度数が12v/v%以上20v/v%以下である、請求項1に記載のビールテイスト飲料。

【請求項4】

色度が5.0°EBC以上である、請求項1～3のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項5】

40

前記色度が20°EBC以上45°EBC以下である、請求項4に記載のビールテイスト飲料。

【請求項6】

麦芽使用比率が50.0w/w%以上66.6w/w%以下である、請求項1～3のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項7】

苦味価が25.0BU以上100BU以下である、請求項1～3のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項8】

蒸留アルコールを含有しない、請求項1～3のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料

50

料。

【請求項 9】

アルコール度数を 10 v / v % 以上に調整すること、  
カプロン酸エチル含有量を 0.7 mg / L 以上 2.4 mg / L 以下に調整すること、及び、

リナロール含有量を 5 µg / L 以上 610 µg / L 以下に調整することを含む、  
ビールテイスト飲料の製造方法。

【請求項 10】

原麦汁エキスが 20 w / w % 以上の麦汁を使用して発酵を行うことを含む、請求項 9 に記載の製造方法。

10

【請求項 11】

アルコール度数を 10 v / v % 以上に調整すること、  
カプロン酸エチル含有量を 0.7 mg / L 以上 2.4 mg / L 以下に調整すること、及び、

リナロール含有量を 5 µg / L 以上 610 µg / L 以下に調整することを含む、  
ビールテイスト飲料のスムーズさ及びドリンクビリティーを向上させる方法。

20

30

40

50